

【お知らせ】 北本市新型コロナウイルス感染症支援策 北本市子育て支援臨時給付金（児童扶養手当分） を支給

新型コロナウイルスの感染拡大が、市民生活に甚大な影響を及ぼしていることから、市民の命と生活を守るため市独自の支援を行ってまいります。

その施策の第一弾として、経済環境の悪化に係る支援として、ひとり親世帯の児童扶養手当支給対象のお子さんひとりに対し、20,000円を支給します。

1 北本市新型コロナウイルス感染症支援策【3つの支援策】

1. 市民生活への緊急支援
2. こどもの学習支援
3. 感染症対策の徹底

2 支援策第一弾

北本市子育て支援臨時給付金（児童扶養手当分）

5月11日の児童扶養手当支給に併せて、ひとり親世帯の令和2年4月児童扶養手当支給分該当のお子さんひとりに対し、20,000円を支給します。

- 1 予算額 11,346千円
- 2 対象者数 532人（令和2年4月支給分該当者（生活保護世帯等除く））
- 3 支給日 5月11日
- 4 その他 4月30日専決処分

3 市長コメント

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が市民生活および市内の経済活動に大きな影響を及ぼしていることから、本市として行える支援として大きく3つの支援策を掲げさせていただきました。その中で早急に取り組むべき対応として、ひとり親世帯への支援として北本市子育て支援臨時給付金を実施することとしました。

今後も、各支援策に基づきスピード感を持った対応を行い、市民生活を守ってまいります。

●報道機関等現場対応者

子育て支援臨時給付金：子育て支援課（048-594-5537）